

個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG  
「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正につ  
いて」(案)への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

---

平成 27 年 6 月

個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正について（案）への意見募集で  
寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成27年4月18日（土）～平成27年5月22日（金）

○ 提出意見総数：14者

（1）個人 11 者

（2）法人・団体 3 者

受付順	法人・団体意見提出者
1	あすか倶楽部
2	ソフトバンクモバイル株式会社
3	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
<b>1 第7条（適切な取得）について</b>		
(2) 改正内容	<p>・断能力の乏しい“子供”に限定されているが、判断能力の乏しい高齢者等は含まないのか。</p> <p>・取得する個人情報の対象は、親のみで、兄弟や友人は含まないのか。兄弟や友人の場合もあるので、親に限定されるものではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（あすか倶楽部）</p>	<p>「判断能力の乏しい子供を通じて親の同意なしに親に関する個人情報を取得する場合」とは、判断能力の乏しい者から、第三者の個人情報を取得する場合の具体例として示したものです。御指摘いただいている事例も、判断能力の乏しい者から、第三者の個人情報を取得する場合であり、「偽りその他の不正の手段」に当たり得ると考えております。</p>
<b>5 第23条（通信履歴）について</b>		
(1) 検討の趣旨	<p>本報告書案に記載のとおり、接続認証ログを初めとする通信履歴については、業務の遂行上必要な場合に限り、記録・保存することが可能な通信の秘密として保護されるべき情報です。従って、今回示された接続認証ログに係る「6か月程度」及び「1年程度」という保存が認められ得る期間につきましても、各電気通信事業者がその業務上の必要性に応じ判断するための一定の目安であり、判断主体は各電気通信事業者であると認識しています。</p> <p>なお、弊社としましては、接続認証ログの保存目的は利用者への料金請求及び利用者からの問い合わせ対応が主であるため、当該業務の目的に沿って、適切な保存期間を設定していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンクモバイル株式会社）</p>	<p>本報告書案は、電気通信事業者の正当な業務の遂行上の目的から認められ得る保存期間を示すものです。</p> <p>なお、利用者利益の確保やセキュリティ対策の強化等を図る観点からは、同様のサービスを提供する各電気通信事業者の間において、保存期間についてある程度足並みを揃えていくことが有効であるとと考えております。</p>
(1) 検討の趣旨	<p>セキュリティ対策等の観点において、業界内での保存期間が同等であることの有効性自体は否定しませんが、前述のとおり、業務上の必要性に応じた保存期間は電気通信事業者ごとに異なり得ること、また、同様のサービスを提供する電気通信事業者であってもその規模や設備等により保存期間に対応するコスト負担や運用負荷が異なること等から、電気通信事業者毎に保存期間が異なり得ることについて、</p>	<p>本報告書案は、電気通信事業者の正当な業務の遂行上の目的から認められ得る保存期間を示すものです。</p> <p>なお、利用者利益の確保やセキュリティ対策の強化等を図る観点からは、同様のサービスを提供する各電気通信事業者の間において、保存期間についてある程度足並みを揃えていくことが有効であるとと考えております。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>留意頂くべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル株式会社)</p>	
(2) 改正内容	<p>・保存期間に関し、事業者の判断に任せるといっていいのでしょうか。利用者保護の観点から、最低限保存しなければいけない期間を設けるべきだと考えます。</p> <p>(あすか倶楽部)</p>	<p>本報告書案は、電気通信事業者の正当な業務の遂行上の目的から認められ得る保存期間を示すものです。本報告書案では、「利用者からの契約、利用状況等に関する問合せへの対応やセキュリティ対策への利用など業務上の必要性が高いと考えられる一方、利用者の表現行為やプライバシーへの関わりは比較的小さいと考えられることから、事業者がこれらの業務の遂行に必要とする場合、一般に6ヶ月程度の保存は認められ、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容される」としています。</p> <p>なお、利用者利益の確保やセキュリティ対策の強化等を図る観点からは、同様のサービスを提供する各電気通信事業者の間において、保存期間についてある程度足並みを揃えていくことが有効であると考えております。</p>
	<p>インターネット接続サービスにおける接続認証ログの保存期間については、事業者が業務遂行上の必要性を判断したうえで、それぞれの事業規模やサービス仕様等を勘案して決定する必要があることから、一定の裁量について事業者に委ねるべきと考えます。また、各事業者により業務上の必要期間は異なると推測されるため、事業者間で保存期間の足並みを揃えることは現実的では無いと考えます。</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>本報告書案は、電気通信事業者の正当な業務の遂行上の目的から認められ得る保存期間を示すものです。</p> <p>なお、利用者利益の確保やセキュリティ対策の強化等を図る観点からは、同様のサービスを提供する各電気通信事業者の間において、保存期間についてある程度足並みを揃えていくことが有効であると考えております。</p>
	<p>ガイドラインと解説の通信の秘密の理解は必ずしも相当でないの で、下記のとおり、変更を求める。</p>	<p>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第26条の解説（4）の、「法律上の照会</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>(意見1)</p> <p>23条の解説に「(4) 通信履歴は、通信の秘密として保護されるので、裁判官の発付した令状に従う場合等、違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供は行わないこととする。法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないで、原則として適当ではない(第6条解説参照)」とある部分を、</p> <p>「(4) 通信履歴は、通信の秘密として保護されるので、裁判官の発付した令状に従う場合等、違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供は行わないこととする。法律上の照会権限のある者から通信履歴を求められた場合で、電気通信事業者に請求することによって当該通信履歴を取り寄せることができる者に対し、その者が通信履歴を所持しているとすれば、その者に対して文書提出命令の発令を求めることができる立場にある者が照会を求め、あるいは、その者の求めに応じて照会を求める場合などは、通信の秘密に抵触するものではないので、照会に応じることが適切である。」</p> <p>などと変更されるのが妥当である。</p> <p>(理由1)</p> <p>電気通信事業者に請求することによって当該通信履歴を取り寄せることができる者に対し、その者が通信履歴を所持しているとすれば、当該通信履歴は文書提出命令の対照となり、当該所持者は、通信の秘密を理由に、提出を拒むことはできない(仙台地方裁判所平成23年(モ)第2766号 証拠保全申立事件 第三者 通信事業者)。</p> <p>憲法21条2項後段が定める通信の秘密は、通信当事者の秘密を</p>	<p>権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないで、原則として適当ではない(第6条解説参照)」との記載は、第15条の解説(3)(第6条の解説(3)参照)の記載のとおり、通信の秘密に属する事項については、法律上の照会権限のある者からの照会(刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第29条等)に応じて提供することは原則として適当でないとするものであり、外部提供が許されるのは違法性阻却事由がある場合に限られるとの趣旨です。</p> <p>御指摘の裁判例について、詳細は承知しておりませんが、具体的などのような場合に違法性阻却事由がある場合として外部提供が許容されるのかについて、今後の参考の御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>保証するもので、通信事業者には、通信履歴の開示を拒絶できる独自の利益はない。</p> <p>上記事件では、裁判所は、このような理由で、通信事業者に、文書の提出を命じている。</p> <p>したがって、「法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないので、原則として適当ではない」との解説は改めるのが相当と思料される。</p> <p>(個人)</p>	
	<p>(意見2)</p> <p>上記の関係で、「刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等法令の規定による場合その他特別の理由がある場合には例外的に保存し続けることができる」ところを、「・・・規定による場合、通信履歴の提供の要否について裁判所などにおける審理が行われている場合、法律上の照会権限のある者からの照会を受けた場合その他特別の理由がある場合・・・」と変更するのが相当である。</p> <p>(理由2)</p> <p>裁判所などにおける審理が行われている場合に、その結論を得る前に消去することは極めて不適切であるとともに、法律上の照会権限のある者からの照会を受けたにもかかわらず、機械的に消去することは適切ではない。</p> <p>特に、(意見1)のように、通信履歴を取り寄せることができるものとの関係如何で、通信の秘密に抵触しないで、照会に応じることができる場合があることを踏まえると、照会権者あるいは照会権者に照会を求めることができる者が、通信事業者と協議を行なっている期</p>	<p>本報告書案は、ガイドライン第23条解説において、法令の規定による場合その他特別の理由がある場合に例外的に通信履歴を保存し続けることができることとされているところ、現行の法令である刑事訴訟法に基づく保全要請の場合について具体的に記載を追加することが適当であるとしたものです。</p> <p>それ以外のどのような場合について保存し続けることができるかという点について、今後の参考の御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>間、あるいは協議不調後に他の法的手続きを講じるために必要な相当期間内に、履歴を消去することも適切ではない。</p> <p>(個人)</p>	
	<p>(意見3)</p> <p>(意見1)に即して、15条(3)の解説も変更されるべきである。</p> <p>(理由3)</p> <p>「通信の秘密に属する事項(通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所及び通信年月日等通信の構成要素並びに通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。)について提供することは原則として適当ではない。」とのある部分は、履歴の提供を求められる場合を類型化して考えないと、通信の秘密の保護の範囲外の場合でも、照会に応じられないこととなり、相当ではない。</p> <p>(個人)</p>	<p>ガイドライン第15条の解説(3)の、「通信の秘密に属する事項(通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所及び通信年月日等通信の構成要素並びに通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。)について提供することは原則として適当ではない。」との記載は、通信の秘密に属する事項について通信当事者の同意なく第三者提供することが許されるのは、違法性阻却事由がある場合に限られるとの趣旨です。</p> <p>具体的にどのような事例で違法性阻却事由がある場合として第三者提供が許容されるのかについて、今後の参考の御意見として承ります。</p>
<p><b>6 第26条(位置情報)について</b></p>		
<p>(1) 検討の趣旨</p>	<p>・第26条第3項がGPS位置情報に限定したルールとされたことは、本ガイドライン及びその解説のどの部分に、どのように説明されているのか教えて欲しい。</p> <p>・GPS位置情報のほかセルベース測位や在圏SGSN情報などもあるが、それらについては、ルールを定める必要はないのか教えて欲しい。</p> <p>(あすか倶楽部)</p>	<p>ガイドライン第26条でいう「位置情報」は、同条解説の(1)において、「移動体端末の所持者の所在を表す場所を示す情報(基地局エリア若しくは位置登録エリア程度又はそれらより狭い範囲を示すものをいい、利用明細に記載される着信地域(単位料金区域等)のようなものは含まない。)」と定義がなされており、これらの位置情報の取扱いについてルールが定められています。</p> <p>なお、第26条第3項は、当該位置情報のうち、電気通信事業者が通信を成立させるために取得していないGPS位置情報について、それを捜査機関からの要請により「取得」する場合について定めたものです。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
(1) 検討の趣旨	<p>・削除するとどのようになるのか、具体的に実例を示して説明して欲しい。</p> <p>・利用条件の明確化、利用後の削除義務、事後的な通知、不服申立ての手続き等を定めないのでしょくか。</p> <p>犯罪捜査における必要性は認めますが、何らかの制限は設けるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(あすか倶楽部)</p>	<p>本要件を削除することにより、犯罪捜査の場合において、GPS位置情報が取得されていることを端末の画面上で表示する等の措置がとられていない場合であっても、裁判官の発付した令状に従う場合には、GPS位置情報を取得することが可能になります。</p> <p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えております。御意見については、刑事訴訟法の関係省庁に伝達させていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>基地局に係る位置情報の利用に当たっては、業務負荷の軽減及び円滑な業務遂行のため、報告書案に記載のとおり、実務上、警察庁殿と電気通信事業者との間で運用面の調整を行っています。GPS位置情報の利用についても、将来的な利用頻度の増加も想定しつつ、電気通信事業者の本来業務に支障を及ぼすことの無いよう、継続的に警察庁殿との間で運用調整をさせて頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクモバイル株式会社)</p>	<p>本報告書案において、「警察庁からは、基地局に係る位置情報の利用に当たっては、実務上、電気通信事業者と調整を行った上で、検証の期間、頻度等を限定した令状を請求しており、GPS位置情報の利用についても、こうした現状を踏まえて実施していく旨の説明があった」ことを記載しています。</p> <p>御意見については、刑事訴訟法の関係省庁に伝達させていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>政治家から犯罪者まで、警察がいつでも誰でも相手に通知せず携帯のGPSで位置を把握できるということは、時の政権が他党のスクランダルを掴んで弱みを握りそいつを都合良く利用できることも考えら</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑</p>



項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>れる。時の政権や警察組織の独裁も可能になりそうの予感がする。</p> <p>内部では決定事項の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」だろうが、GPS規制緩和運用時はせめて運用した月日と件数だけでも公表すべきだ。</p> <p>(個人)</p>	<p>者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えております。御意見については、刑事訴訟法の関係省庁に伝達させていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>某県警でも無断で車両にGPSを取り付けて問題になっている</p> <p>そのため、通知なしに行うというのはよろしくない</p> <p>犯人でもないのにそのように位置情報を盗まれたら、気分が悪くなるだろう</p> <p>必ず通知はすべきである</p> <p>(個人)</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p>
	<p>p12のII-6について、以下、要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・II-6「第26条(位置情報)について改正内容を撤回して、現状通りの条文とすること</li> <li>・この条文を変更する場合は、令状だけでなく運用内容を外部よりチェック可能な体制を構築したうえで具体化する事</li> </ul> <p>理由としては、第一にGPSの位置情報は個人情報の中でも特に配慮が必要な情報となります。</p> <p>誰がいつどこに居たかを組み合わせれば、対象となる人の健康状態、思想、信条、宗教等に関する情報を類推可能になります。犯罪捜</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>査となれば当然急を要する事があると思いますが、歯止めがなければ過度な情報収集となります。</p> <p>第二にその歯止めが極めて曖昧もしくは脆弱だからです。</p> <p>「裁判官の発布した令状に従う必要があります」とありますが、それが具体的にどのような歯止めになっているか示されていません。</p> <p>何件の申請があり、どのような過程を経てどのような可否結果となっているか分かりません。</p> <p>歯止めとなっているかわからない以上、賛同できません。</p> <p>そのため、この条文を見直す際には、具体的な歯止めとなるよう外部からのチェックが可能な運用とする必要性がありますので、是非そのような体制を構築していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>「第二十六条の「位置情報」についての意見」</p> <p>実務上、捜査機関が請求すれば裁判官はほぼ唯々諾々で令状を発布しています。であれば、事業者が契約を結んでいる個人の位置情報を捜査機関の要請で取得する場合は、捜査機関の考え一つで実行されることとなります。現実に冤罪事件が発生していることを踏まえ、そこまで捜査機関の権限を大きくしていいのかと疑問を覚えます。これを払拭する議論の跡が見えないことには、密室の中で進められた改正ありきの改正だったのではないかと疑念は深まります。改正は時期尚早ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本報告書案は、「ICT サービス安心・安全研究会 個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG」(主査:新美育文明治大学法学部教授)において検討を行い、取りまとめたものです。</p> <p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があります。裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		<p>において、適切に行われるものと考えております。御意見については、刑事訴訟法の関係省庁に伝達させていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>「当該位置情報が取得されていることを利用者が知る」ことが犯罪捜査の妨げになるから、改正するという理由では反対します。</p> <p>犯罪捜査は、携帯 GPS 以外の情報からも情報を入手することに努力して下さい。</p> <p>犯罪捜査以外の容疑に対しても、捜査機関などが GPS の位置情報を取得した場合、人権侵害の可能性があり、一般市民としてとても不安です。</p> <p>また、誤って被疑者とされてしまった場合、自分が、監視されているのを知らないで、監視されているのでは、捜査機関に対して、異議を申し立てたり、潔白を証明したりすることもできず、大変な不利益をこうむります。</p> <p>本ガイドライン第 26 条第 2 項に記載されているとおり、位置情報は、個々の通信に関係する場合は通信の秘密として保護され、個々の通信に関係しない場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高いものです。</p> <p>必要な手続きが裁判官の発付した令状のみということであれば、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされているとはいえません。</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者が GPS 位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があります。裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されることが考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えております。御意見については、刑事訴訟法の関係省庁に伝達させていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>第 26 条第 3 項及び同解説の改正には反対です。改正はしないでください。</p> <p>(個人)</p>	
	<p>位置情報は個人のプライバシーにかかわることなので、安易に(「利用者が知ることができる」という縛りを外すべきではない。</p> <p>(個人)</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p>
	<p>今回、第 26 条第 3 項について、実際に捜査を行う際に、位置情報を活用するために、現行ガイドラインを厳格に運用した場合、必ず被疑者に位置情報を取得していることを通知することとなるため、実務において、位置情報を捜査の手段として使えないという支障が生じているため、被疑者に通知することなく、位置情報を取得できるようにガイドラインを改正するとする案は、憲法に定める自由を著しく損なうものであるため、当該改正案を採用しないこととするか、第 26 条第 3 項を抜本的に削除し、捜査のために、位置情報を電気通信事業者が提供することを禁止すべきである。</p> <p>また、そもそも、位置情報は、安定した通信が終了した後は、電気通信事業者が保全する必要がないものであり、その位置情報を保全するがために、このような問題が生じるのであるから、移動通信体の保有者が位置情報を保有するのは自由であるが、電気通信事業者は位置情報を保有することを禁止する方向でガイドラインを改正すべきである。</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p> <p>後段につきましては、本報告書案が想定する位置情報の取得の場面とは異なりますが、今後の参考とさせていただきます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	(個人)	
	<p>GPS に関して、事件などの警察の捜査では、本人に無許可であっても GPS 機能を使って位置情報を取得するのは賛成です。</p> <p>捜査の協力になるのなら、自分の知らない間に位情報を知られていたとしても、捜査がスムーズにいくのなら協力したいです。</p> <p>(個人)</p>	<p>本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p>
	<p>GPS の位置探査はあくまで犯罪捜査目的なわけですし、裁判官の令状を必要としているわけですので何ら問題ないと思います。</p> <p>やましいことがある人には大問題だと思いますが。</p> <p>(個人)</p>	<p>本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p>
	<p>そもそも愉から入るのは本意ではないが、今回の「ガイドライン」の検討は、平成 26 年夏のベネツセコーポレーション事件」がきっかけであり且つこの事件に対する対応としての「ガイドラインの見直し検討」であったはずである。</p> <p>この事件に関しては、経産省、消費者庁などでの一定の対応があり、これらを踏まえ、総務省が「ガイドラインの改正の検討」を行うこととし、ワーキンググループを立ち上げ検討してきたものである。</p> <p>しかし、そこへ、突然、捜査当局（警察庁）からの要請として「通信履歴の保存や GPS 情報の取得」に関して「捜査当局の利便性の向上を図る」目的で、民主国家の大原則である、国民・市民のプライバシーを守ることを否定し、侵奪することを容認し上位に置く発想である「携帯電話所持者＝利用者への、情報が取得されていることの不通知」を、容認しようとするものである。</p> <p>しかも、たった 1 回限りの議論であり、その内容も余りにも稚拙且つせっかちであり理解せよというほうがムリである。</p>	<p>本研究会では、携帯電話端末の GPS 位置情報の捜査での利用に関して、「位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」との要件により、捜査での実効性確保に支障が生じており、見直しの検討が閣議決定されているため、これについて検討を行ったものです。</p> <p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者が GPS 位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の負担等のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えております。御意見については、刑事訴訟法の関係省庁に伝達させていただくとともに、今後の参考に</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>この26条3項は、平成23年11月2日の改正で盛り込まれたものであるが、「当核位置情報が取得されていることを利用者が知るができる」との要件を課した根拠は、「ある人がどこに所在するかということは、プライバシーの中でも特に保護の必要性が高い」との認識のもとに、そのことが「利用者の権利が不当に侵害されることを防止するために必要な措置を講ずる（26条2項）」ものとされていることからなされたものであった。</p> <p>「捜査機関が利用する場合の手続きとして比較しても要件が加重でないかとの指摘もあり」ともあるが、一体誰が、どの機関がそのような指摘をしているのか？市民・国民からそのような声が上がっているとの報を聞いたことはない。</p> <p>単に、捜査当局の都合や利便性の向上を願ったものではないか。実効性のある捜査が困難とか、活用することができないとか言うが、その前に、捜査当局の能力や手法の改善、向上に精進し、そうしたことを本来追求し努力すべきである。</p> <p>現時点で、23年11月2日の改正による内容（当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることが出来るときであって）を覆すほどの必要性、重要性、緊急性などがあると認識し理解することは出来ない。</p> <p>どのような犯罪の近くにも、絶えず市民・国民はいるのだから、日ごろから捜査当局が情報公開や市民・国民との交流を深めていくことで犯罪情報も容易に当局にもたらされるものである。</p> <p>冤罪が多発している我が国の現状を見れば、司法手続きが完全に適正になされているとは言い難い。捜査当局の令状請求がほぼ100%受け入れられ、裁判官において発令されるとも言われている。こうした</p>	<p>させていただきます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>ことから、捜査当局による「濫用の恐れ」は否定できず、「司法手続きが適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされているといえる」とは到底考えられず余りにも安易な結論である。</p> <p>以上の理由から、</p> <p>第 26 条（位置情事的について の  (1) 検討の趣旨 (2) 改正内容 の結論である</p> <p>本ガイドライン第 26 条 3 項の「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、」及び同解説の「位置情報の取得について、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、かつ、」を「削除することが適当である」と考えられる。</p> <p>としていることについては、「削除しない」との内容で、再検討を求めらるものである。</p> <p>少なくとも、何等かの形、内容、方法で、携帯所持者・利用者に、こうした行為が知らされ、必要に応じて「異議申し立ての道・方策」が確保、担保されることが最低の条件として必要であり、何より肝要である。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	